

多野藤岡医療事務市町村組合人事行政の運営等の状況をお知らせします

多野藤岡医療事務市町村組合の職員数、勤務条件等の人事行政の運営等の状況についてお知らせします。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用状況 <平成18年度 採用者 46名>

内訳 医師 18名 看護師・助産師 23名 医療技術職 4名
事務員 1名

(2) 退職状況 <平成18年度 退職者 47名(定年退職3名)>

内訳 医師 23名 看護師・助産師 16名 医療技術職 1名
事務員 4名 労務員 3名

(3) 部門別職員数の状況(各年4月1日:地方公共団体定員管理調査から)

区分 部門	職員数			対前年比較増減数		
	平成17年	平成18年	平成19年	平成17年	平成18年	平成19年
一般行政職	48	43	46	2	5	3
医師職	60	59	60	4	1	1
薬剤師・医療技術職	89	88	93	0	1	5
看護・保健職	316	316	332	3	0	16
福祉職	34	31	29	0	3	2
技能労務職	39	37	33	0	2	4

藤岡市からの派遣職員2名を含み、藤岡市への派遣職員1名を除く。

2. 職員の給与の状況

(1) 職員給与費の状況

ア 決算(病院事業)

区分	総費用(A)	純損益	職員給与費(B)	総費用に占める職員給与比率 (B/A)
	千円	千円	千円	%
18年度	9,382,615	1,274,377	3,361,530	35.8

「給与費」には、給料、手当、報酬を含みます。

イ 予算(病院事業)

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
		千円	千円	千円	千円	千円
19年度	555	1,966,174	814,296	799,046	3,579,516	6,450

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (H19.4.1 現在)

区分	一般行政職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
組合	317,400 円	369,600 円	43.9 歳

区分	医師職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
組合	490,100 円	1,057,400 円	42.3 歳

区分	薬剤師・医療技術職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
組合	302,000 円	357,600 円	38.4 歳

区分	看護職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
組合	280,200 円	337,300 円	36.4 歳

区分	福祉職 ¹		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
組合	220,700 円	267,700 円	32.7 歳

1 福祉職 (介護福祉士、介護員、相談員)

区分	技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
組合	260,900 円	293,400 円	46.2 歳

平均給与額とは、給料(基本給)に職員手当(扶養、通勤手当等)を加えた平均の額です。

(3) 職員の初任給の状況 (H19.4.1 現在)

区分		組合			国		
		給料表	初任給	給料月額	給料表	初任給	給料月額
事務職・福祉職	大学卒	行(一)	1 - 2 5	170,200 円	行(一)	1 - 2 5	170,200 円
	短大卒		1 - 1 7	153,800 円		1 - 1 5	151,000 円
技能労務職	高校卒		1 - 9	142,800 円		1 - 5	138,400 円
医師	医大卒	医(一)	1 - 2 9	334,200 円	医(一)	1 - 2 5	322,100 円
薬剤師・医療技術職	大学卒	医(二)	2 - 1	176,100 円	医(二)	2 - 1	176,100 円
	短大3卒		1 - 1 7	165,000 円		1 - 1 7	165,000 円
	短大2卒		1 - 1 3	157,400 円		1 - 9	157,400 円
看護・保健職	大学卒	医(三)	2 - 1 3	201,600 円	医(三)	2 - 9	196,000 円
	短大卒		2 - 9	196,000 円		2 - 5	186,700 円

(4) 一般行政職の級別職員数の状況(H19.4.1 現在)

区分	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		計
	標準的な職務内容	主事	主任	主査	主幹	グループリーダー	課長	参事	次長	部長					
職員数	7 人	5 人	17 人	2 人	7 人	3 人	2 人	2 人	1 人	46 人					
構成比	15.2%	10.9%	37.0%	4.3%	15.2%	6.5%	4.3%	4.3%	2.2%	100%					

標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(5) 主な職員手当の状況

期末・勤勉手当	区分		期末手当	勤勉手当	計
	支給割合	6月期	1.4月分	0.725月分	2.125月分
		12月期	1.6月分	0.725月分	2.325月分
		合計	3.0月分	1.45月分	4.45月分
役職段階別加算措置		有			

区分	内容	支給職員割合
扶養手当	・配偶者 月額 13,000 円 ・その他 月額 6,000 円 (被扶養者のうち 15～22 歳の者は 5,000 円加算)	34.1%
住居手当	・借家の場合 月額 27,000 円を限度に支給(家賃 12,000 円以下は支給なし) ・持ち家の場合 取得後 5 年まで 月額 2,500 円	27.0%
通勤手当	・交通機関利用者 運賃相当額を支給 ・自動車等使用者 通勤距離に応じて月額 1,500 円～24,500 円	82.5%
管理職手当	・管理又は監督の地位にある職員に支給 職務の級及び区分により、月額 46,300 円～146,400 円	21.1%
特殊勤務手当	・研究手当 医療職給料表(一)の適用を受ける職員に支給 院長 月額 60,000 円 副院長 月額 50,000 円 部長 月額 40,000 円 医長 月額 30,000 円 ・放射線取扱手当 レントゲン技師又は放射線作業従事者に支給 月額 2,400 円 ・衛生検査物取扱手当 衛生検査技師又は衛生検査作業従事者に支給 月額 2,400 円 ・夜間看護手当 病棟に勤務する看護師、准看護師が深夜業務従事者に支給 深夜勤務が 6 時間未満 1 回 3,300 円 4 時間以上 1 回 2,900 円 2 時間未満 1 回 2,000 円 ・感染症取扱手当 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条 3 項に定める感染症に汚染されている区域において従事したときに支給 1 日につき 290 円 ・危険作業手当 電気技術者及び汽かん士に支給 月額 1,000 円 ・診療取扱手当 正規の勤務時間外に診療業務等に従事したとき 支給 医師の職にある職員 1 時間につき 2,500 円 (医員を除く。)ただし、多野藤岡医療事務市町村組合給与条例第 14 条の勤務を命じられた場合は、1 回につき 16,000 円を超えない範囲で支給 医師以外の職にある職員 1 回につき 5,000 円	66.1%
時間外勤務手当	・平日 時間給 × 125% (深夜 150%) ・週休日 時間給 × 135% (深夜 160%)	44.5%

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業	終業	休憩時間	週休日
40時間	8時間	8:30	17:15	12:15～13:00	土・日曜日

4. 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 服務規律の概要

服務の根本基準は、「全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げて専念しなければならない」というものです。

(2) 分限・懲戒制度の概要

分限処分とは、職員が職責を果たすことができないことにより行う処分。

懲戒処分とは、服務違反や不正行為による処分です。

*分限処分者 1名

*懲戒処分者は該当ありませんでした。

5. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生に関する事項

衛生管理者、産業医を選任。また、安全衛生委員会を設置し、職員の危険又は健康障害の防止、労働災害の原因調査や防止策などに努めています。

(2) 公務災害認定状況

職員が公務中に、負傷した場合や公務が原因で病気になった場合は、一般的に公務災害として取り扱われ、「地方公務員災害補償法」が適用されます。

*18年度の公務災害認定は12件でした。

6. 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、適当な措置がとられるべきことを要求することができます。

*18年度は要求がありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申立の状況

職員は、懲戒その他意に反して不利益な処分に関して、公平委員会に不服申し立てをすることができます。

*要求はありませんでした。